

コンベンション開催支援助成金交付要綱
(2008年4月1日制定、2020年6月17日改定)の一時的な運用見直し

2020年10月16日
静岡県東部地域コンベンションビューロー
会長 紅野 正裕

1. 見直しの背景

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、集会・会食の開催や都道府県を跨ぐ移動に依然として制限が課せられ、地方でのコンベンション開催が困難な状況に陥っています。

こうした中では、社会的な責任や感染拡大防止対策にかかる経費増の問題で開催に二の足を踏む主催者側への対応策と、それら大会の誘致と開催を通じた地域の観光業の体力維持が喫緊の課題であり、暫くの間続くと想定されるコロナの時代に於ける現実的な措置が求められていることから、以下のとおり、要綱の一時的な運用見直しを、当面の間、行うこととします。

2. 見直す項目

① 別表1 助成金の種類等（第3条関係）宿泊助成金関連

- (1) 宿泊助成金の交付条件である延べ宿泊数 50 泊以上を同 20 泊以上に引き下げます。
- (2) 宿泊助成額を（一人泊 500 円から 1,000 円に）増額する基準である、総宿泊数延べ 100 泊以上を同 50 泊以上に引き下げます。

② 新設

- (1) 施設側が収容人数に制限を課しているために、又は主催者側が自主的に収容人数を制限するために、他の部屋や会場を借り上げる経費の一部を助成します（上限 10 万円）。
但し、施設側がその制限の補填をしていない場合に限りません。
- (2) 主催者側として積極的な感染拡大防止対策を講じている場合、その経費の一部を助成します（上限 10 万円）。
- (3) 当ビューロー管内の施設を主会場としてハイブリッド方式（リアルとオンラインの混合型）等で大会を開催する場合、その経費の一部を助成します（上限 10 万円）。

3. 見直しの期間

この運用見直しは、新型コロナウイルス感染拡大の状況が落ち着きその影響が比較的軽微なものになったと判断されるまでの当面の間、摘要することとします。

<以上>